

[事案 28-251] 配当金支払請求

・平成 29 年 5 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された年金の受取予想総額と実際の受取額との差額があまりにも大きいことを理由に、設計書に記載された加算年金等の受取予想総額の約 10%相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 2 月に契約した個人年金保険について、設計書に記載された年金の受取予想総額と実際の受取額との差額があまりにも大きいことから、設計書に記載された加算年金等の受取予想総額の約 10%相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

設計書には金額が確定したものではない旨の記載があり、申立人は、その旨を理解したうえで契約しており、誤説明もないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された受取予想総額の約 10%相当額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。